

第8回平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会 議事概要

日 時：令和8年2月16日（月）13：00～14：00

場 所：福岡県中小企業振興センター 202会議室

出席者：福岡県企画・地域振興部 窪西交通政策課長

直方市 和泉都市計画課長

田川市 大森都市計画課長

行橋市 松田都市政策課長補佐（代理）

小竹町 総務課 小方参事（代理）

香春町 國安まちづくり課長

糸田町 藤村地域振興課長

赤村 田中総務課長

福智町 木村企画振興課長

みやこ町 吉武行政経営課長

九州運輸局交通政策部 小堀交通企画課長

九州運輸局鉄道部 井料計画課長

九州運輸局福岡運輸支局 辻首席運輸企画専門官

警察本部交通部 篠原交通規制課長補佐（代理）

平成筑豊鉄道（株） 河合代表取締役社長

西日本鉄道（株）自動車事業本部計画部 井上計画担当課長

JR九州バス（株）常務取締役 吉住企画運輸部長

太陽交通（株）交通事業部 野田旅客課長

筑豊地区タクシー協会 四元専務

福岡県企画・地域振興部市町村振興局 政策支援課 地域政策第4班小野企画主幹（代理）

福岡県商工部観光局 観光政策課 企画管理係 西原係長（代理）

福岡県教育庁教育振興部 高校教育課 永田課長補佐（代理）

福岡県教育庁教育振興部 特別支援教育課 黒岩課長補佐（代理）

福岡県企画・地域振興部交通政策課 秋田企画監

1 開 会

・事務局から委員27名中24名出席し、出席者が過半数を超えているため、協議会が成立していることを報告。

（平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会設置要綱第6条第2項）

2 議事（1）沿線市町村における地元意見の集約状況について

○各市町村から集約状況について説明

(直方市 和泉都市計画課長)

- ・資料 1 (P1) のとおり説明。

(田川市 大森都市計画課長)

- ・資料 1 (P2) のとおり説明。

(行橋市 松田都市政策課長補佐)

- ・資料 1 (P3) のとおり説明。
- ・行橋市の方針としては、路線バス案に決定している。

(小竹町 総務課 小方参事)

- ・資料 1 (P4) のとおり説明
- ・住民説明会でいただいたご意見や法定協議会で示された今後の赤字負担想定額を鑑み、議会の報告として、令和 8 年 2 月 3 日の全員協議会において、本町としては、路線バス案を大きな方向性として選択することとしたいと考えている旨、報告をさせていただいた。

(香春町 國安まちづくり課長)

- ・資料 1 (P5) のとおり説明

(糸田町 藤村地域振興課長)

- ・資料 1 (P6) のとおり説明
- ・パブリックコメントの結果は 2 月 10 日時点で意見数は 1 件だったが、その後 1 件追加の意見提出があり、計 2 件の意見数となった。
- ・記載はないが、追加の 1 件については、「平成筑豊鉄道と JR 線とのダイヤの接続の悪さなどに対する苦言、鉄道存続の意見ではあるものの、現在の経営状況を考え、BRT を含めた路線バスへの転換となった場合の定時性の確保などを踏まえた、一部鉄道一部路線バスなど柔軟な発想で事を進めてほしい」といった内容だった。

(赤村 田中総務課長)

- ・資料 1 (P7) により説明
- ・意見集約のための取組事項について、議会の報告は、12 月 10 日の全員協議会で、全委員に説明・報告をしたところ。
- ・その中で、赤村としては、これ以上の財政負担は非常に厳しい状況から、路線バスへの転換案を採択予定である旨を議会の方に報告している。
- ・議員の中からは、鉄道がなくなるのは非常に寂しいという声はあったが、財政負担は非常に厳しいということで、バス転換の方向性に対する反対意見は特になかった。

- ・その後、12月15日に全区長を集めて、区長会で路線バスへの転換案について説明した。
- ・これまでの法定協議会の内容、財政負担等を細かく、説明したところ、全区長からもそれに対する意見等はなかった。
- ・住民への周知は、広報1月号に大きな方向性の選択肢3案の概要、それから、赤村の負担状況等を掲載した上で、住民からのコメントを募集していたが、これについても1件も意見はなかった。
- ・以上のことから、赤村としては、路線バス案を採択するという事で決定はしている。

(福智町 木村企画振興課長)

- ・資料1(P8)により説明。

(みやこ町 吉武行政経営課長)

- ・資料1(P10)により説明。
- ・昨年末に、地元行政区の区長会があり、こちらでも説明している。
- ・区長会から後日、上下分離案でという要請書が届いている。
- ・個人的な考えだが、みやこ町の両隣は、行橋市と赤村になるが、両方路線バス転換の方針を示している関係上、本町が鉄道維持という選択はしづらいと考えている。
- ・3月2日に3月議会全員協議会があるため、本日の協議会の状況を報告し、町としての判断を行いたい。

【質疑応答】

(行橋市 松田都市政策課長補佐)

- ・今回、本市では、意見集約にあたり、市民アンケートを行った。
- ・その自由回答の中で、「高校生に対して、バイク通学の容認やバイク購入補助をすればいいのでは」という意見を頂いた。
- ・本市で調べたところ、バイク通学については学校からの距離やバイクの種類、保険の加入など一定のルールを定め許可している高校を、他県ではあるが数校見つけることができた。
- ・一方で、自転車通学に比べ、安全性に課題があるといった理由から許可していないという高校もあった。
- ・福岡県の教育委員会としてバイク通学に関する見解やルールはあるのか。
- ・また、バイク通学を許可している学校があれば、県内に何校あるのか、許可する場合の条件などを教えていただきたい。

(福岡県教育庁教育振興部 高校教育課 永田課長補佐)

- ・各学校において、学校周辺の交通事情や、生徒の実態、あるいは保護者の意見や要望といったものを聞きながら、各学校の校長がバイク通学を判断している。
- ・そのため、県教育委員会として一律にルールを定めているというものではないが、安全性、事故の防止というところが一番の課題であるということは、各学校共通しているため、他に通学手段がない場合の例外的な措置として、各学校で運用しているのではないかと考えている。
- ・バイク通学を許可している学校の数について、県立高校等 95 校のうち 34 校が許可をしている状況。
- ・平成筑豊鉄道沿線にある 14 校については、そのうち 10 校が許可をしている状況。
- ・許可の条件について、まずは「主に自宅から学校や最寄り駅までの距離が一定の距離以上あること」、「他の方法での通学が困難であること」といったことを要件としている学校が多くなっている。
- ・こうした要件を満たした上で、個別に学校に申請を行い、学校の方で、バイクやヘルメット、そして、保険の加入状況などを確認した上で、個別に問題がなければ許可されている状況。

(行橋市 松田都市政策課長補佐)

- ・バイク通学について、今後、もし大きな方向性が鉄道以外になった場合、バイク通学に関する問い合わせに対して、条件が合致すれば、バイク通学も可能であると住民の方へ伝えられるとは思いますが、バイク通学を許可している沿線 10 校は非公表ということであるため、詳細は各学校に問い合わせをしてくださいということになるのか。

(福岡県教育庁教育振興部 高校教育課 永田課長補佐)

- ・基本的に各学校で認めているものになるため、学校の方にお問い合わせいただければと思う。

(福岡県企画・地域振興部 窪西交通政策課長)

- ・本日時点で意見集約が現在進行中の市町村がいくつかある。今後、各市町村において意見集約を行った後、それぞれ方針を決定し、議会等においてその方針をオープンにされるという認識をしている。
- ・協議会で大きな方向性を決議する際の参考として、委員の皆様にも随時共有させていただきたいため、市町村の委員の皆様におかれては、方針がオープンになったときに適宜事務局まで報告をお願いしたい。

2 議事（２）その他

○事務局から、大きな方向性の決議手続きについて、資料２により説明

【質疑応答】

（福智町 木村企画振興課長）

- ・ 1 回目の投票で決まらなかった場合、3 月中にもう一度投票ができるのか。
- ・ 各市町村議会への報告等もあると思うため、次年度に繰り越す可能性があると考えておいてよいのか。

（事務局）

- ・ これから各市町村の 3 月議会の日程が、決まっていくかと思われる。
- ・ 2 回目直ちに実施できるかどうか、その辺りも加味しながら、ご相談させていただきたい。
- ・ 再決議については、物理的に年度内の実施が不可能ということも考えられる。

（JR九州バス（株）常務取締役 吉住企画運輸部長）

- ・ 市町村や民間事業者は、1 人 1 票だが、県は委員名簿にある方がそれぞれ 1 票という認識でよいのか。

（福岡県企画・地域振興部 窪西交通政策課長）

- ・ 要綱上、各委員 1 票となっている。ただ、委員 27 名のうち 7 名を占めているため、その点を踏まえ、県として協議していきたいと思う。

（直方市 和泉都市計画課長）

- ・ 委員 27 名が 3 月下旬に投票するということだが、先ほどの説明では棄権により 27 名から人数が絞られることもあるかと思う。
- ・ 今後、議会報告するにあたり、実際投票は何名で行うのかということ聞かれる可能性がある。
- ・ 人数が絞られるのが大体いつ頃なのか。また、それを議会に報告していいのか確認したい。

（福岡県企画・地域振興部 窪西交通政策課長）

- ・ 投票の人数は、27 名に変わりがないと考えている。
- ・ 棄権をされる委員が出てくると思うが、それも投票になる。
- ・ ただし、過半数を判定する際には、棄権された委員を除いた部分の人数から過半数かどうかを判定することになると考えている。

(直方市 和泉都市計画課長)

- ・ 県の人数を絞ってという話は議会等にも報告としてはできないということではないのか。

(福岡県企画・地域振興部 窪西交通政策課長)

- ・ その点について、関係の委員と、今後協議をしていく必要があると思っている。
- ・ 現在、まだ決まったものはないため、まだ議論中ということで、そのようなご報告は差し控えていただきたい。

(九州運輸局鉄道部 井料計画課長)

- ・ 決定基準の中に、「座長は可否同数の時に決議を行う」となっているため、基本的に座長は投票せず過半数になった時に投票すると思っているが、それでも投票数は27名でよいのか。

(福岡県企画・地域振興部 窪西交通政策課長)

- ・ 要綱に書いてあるとおり、可否同数の場合にのみ座長として投票をさせていただく。
- ・ ただ、出席委員に座長を含むということになっているため、27名の委員というのは座長を含めてということになる。

3 その他

(JR九州バス(株) 常務取締役 吉住企画運輸部長)

- ・ 大きな方向性が決まった後の大まかなスケジュールとどういった組織体で、地域公共交通計画を策定することになっているか、教えていただきたい。

(福岡県企画・地域振興部 窪西交通政策課長)

- ・ 今後のスケジュールについては、現時点では、来年度のなるべく早い時期に計画を策定するという事に尽きと思っている。
- ・ 計画については、この法定協議会で議論をしていくことになる。

4 閉会